

港湾法の一部改正案の概要

平成18年2月13日
交通政策審議会
第17回港湾分科会

資料2-6

1. 港湾における物流拠点施設の整備

港湾における物流拠点施設の整備

港湾における物流拠点機能の強化を図るため、埠頭の近傍における荷さばき施設等の整備を国からの無利子貸付の対象に追加する。

2. 港湾の建設及び管理の適確化

(1) 技術基準の性能規定化に伴う適合性確保(※)

安全性を維持しつつコスト低減を図るための技術基準の性能規定化に伴い、高度な設計方法を用いる場合、基準に適合する旨の国又は国の登録を受けた機関による確認を義務付ける。

(2) 陸域における放置艇等対策(※)

港湾の水域である港湾区域に加え、陸域である臨港地区等においても、船舶等の放置を禁止する。

(3) 波浪情報等に係る国の電子情報処理組織の設置及び管理(※)

国は、GPS波浪計による波浪情報等の収集、分析及び提供を通じた波浪情報等の適確な把握による港湾工事の効率的な実施のため、電子情報処理組織を設置及び管理できることとする。

3. 構造改革特別区域における特例措置の全国展開

(1) 民間事業者による埠頭運営のための行政財産の貸付け

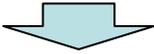
重要港湾において民間事業者による長期・安定的な埠頭運営を達成するため、港湾管理者が埠頭を構成する行政財産を貸し付けることができることとする。

(2) 臨海部の埋立地の処分等制限期間の短縮

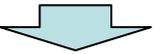
臨海部の未利用地の有効活用を図るため埋立地の処分等が制限される期間を短縮できることとする。

港湾における物流拠点施設の整備

東アジア域内物流の「準国内」化
 最終生産拠点の海外流出が進展
 殆どの最終消費財・中間財が港湾を經由して出入



中枢的・中核的なコンテナターミナル背後において、
 流通加工機能等の高度な物流サービスを提供する
港湾ロジスティクス・ハブ(物流結節点)を形成



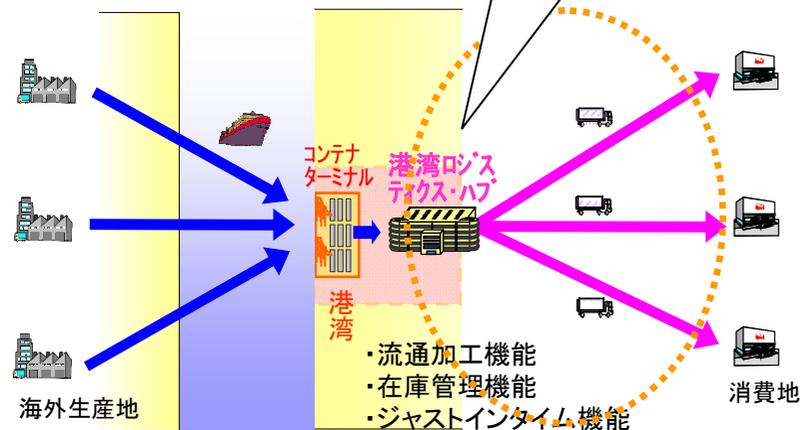
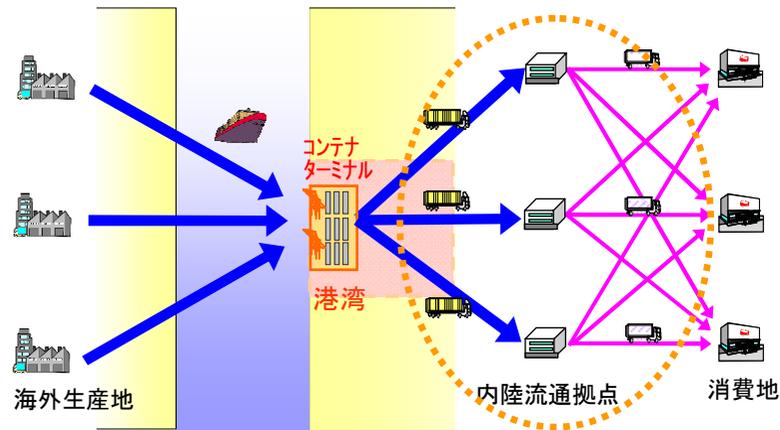
中間輸送の削減、リードタイムの短縮、輸送コストの削減
 → 国際競争力強化、環境負荷の軽減

港湾ロジスティクス・ハブの形成施策
 高度荷さばき施設 及び 附帯する港湾施設
 の整備に対して無利子資金を貸付

高度荷さばき施設 附帯する道路、緑地等

流通加工の例

衣類の検品、アイロンがけ等の様子



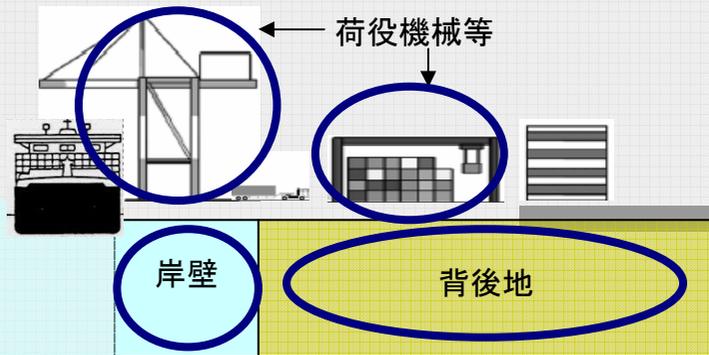
民間事業者による埠頭運営のための行政財産の貸付けについて

(現 状)

港湾管理者による運営

公共性を確保した運営が必要

港湾管理者による使用許可
(使用許可(背後地1年、岸壁12時間単位))

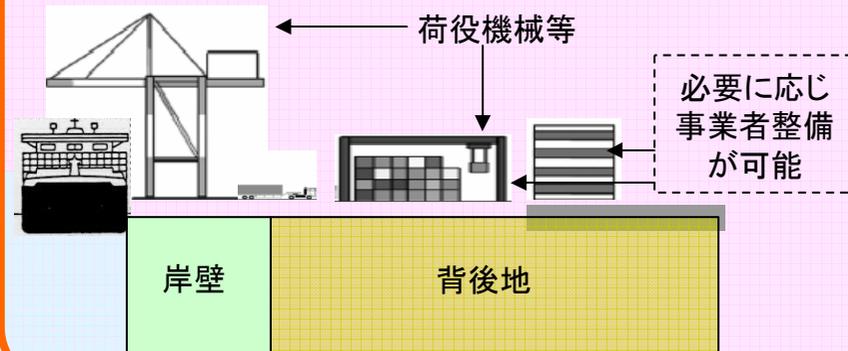


- ・複数の民間事業者へ施設毎に一時的な使用許可
- ・条例による画一料金(岸壁等使用料)

(改正後)

重要港湾において埠頭を構成する行政財産(岸壁、荷捌き施設等)を特例として長期の貸し付けを可能とする

民間事業者による埠頭の一体的運営が可能



- ・民間事業者への一体的長期貸付け
→民間の創意工夫による一体的効率的運営
- ・柔軟な料金設定
- ・貨物量増加によるコスト逓減効果への期待
- ・安定的な使用権原があるため具体的ニーズに応じた荷役施設の整備

効率的な運営の実現

港湾内の埋立地の処分等制限期間の短縮

竣工後 **10** 年以内の埋立地

- ・埋立地の譲渡
- ・埋立地の用途変更
例) 製造業用地 → 商業施設用地

1. 免許権者(港湾管理者)の許可が必要
2. 国土交通大臣への協議が必要

期間短縮

竣工後 **5** 年を超えた埋立地

港湾において未利用地の有効活用を図ることが必要と認められた埋立地について

- ・埋立地の譲渡
- ・埋立地の用途変更
例) 製造業用地 → 商業施設用地

特例として

1. 免許権者(港湾管理者)の許可は**不要**
2. 国土交通大臣への協議も**不要**

経済的社会的条件の変化に伴い
遊休地化した埋立地

有効活用

臨海部の活性化

